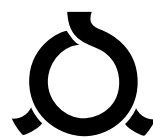


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

○指定猟法禁止区域を決定する件	六五	○指定介護支援事業者を指定した件	六四
○鳥獣保護区を変更し存続期間を更新する件六件	六五	○指定介護老人福祉施設を指定した件	六四
○特定猟具使用禁止区域を指定する件	六九	○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	六五
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	六七	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六五
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	七〇	○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六五
○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件	七〇	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	六六
○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	七〇	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	六七
○地籍調査の成果について認証した件	七〇	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六七
○県営土地改良事業計画を定めた件	七〇	○県営土地改良事業の工事が完了した件	六七
○道路の区域を変更する件四件	七〇	○林業育苗法による講習会を開催する件	六七
公 告		○一般競争入札を行う件	六七
○平成二十年度福島県職員採用選考予備試験を実施する件	七三	○公共測量の実施について通知があった件	六七
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	七三	○特定漁港漁場整備事業計画変更書を縦覧に供する件	六七
○指定居宅サービス事業者を指定した件	七三		

### 正誤

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十一号中

六七

## 告 示

### 福島県告示第七百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十五条第一項の規定により、次のとおり指定猟法禁止区域を指定する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定猟法の種類  
鉛製散弾を使用する猟法
- 二 名称及び区域

名 称	区 域
牡丹池・松房池指定猟法禁止区域	西白河郡矢吹町松房地内の町道松房二号線と町道松倉大池線の交点を起点として、同町道を北東に進み、町道大久保七号線との交点に至り、同町道を南東に進み、町道大久保田町線との接点に至り、同町道を南に進み、町道大久保五号線との接点に至り、同町道を南西に進み、町道須賀川・矢吹線との接点に至り、同町道を南東に進み、町道松房一号線との接点に至り、同町道を南西に進み、町道松房二号線との交点に至り、同町道を南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

### 三 存続期間

平成二十年十一月一日から平成二十五年十月三十一日まで

(自然保護課)

### 福島県告示第七百十九号

鳥獣保護区を設定する件(昭和六十三年福島県告示第五百九十八号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域
月見館森林公園鳥獣保護区	伊達市月館町布川地内の一級河川広瀬川右岸と一般国道三百九十九号との交点を起点として、同国道を東に進み、市道三淀ヶ入線との接点に至り、同市道を南に進み、農道三淀ヶ入向田線との接点に至り、同農道を西に進み、林道三淀ヶ入線との接点に至り、同林道を南に進み、市道坂陰線との接点に至り、同市道を北西に進み、同河川右岸との交点に至り、同河川右岸を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、伊達市月館町の市街地近くに位置し、月見館森林公園として整備され、市民の憩いの場として広く親しまれており、キジやヤマドリ、ニホンリス、ムササビ等の鳥獣が生息している。

このため、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場としての活用を図るほか、鳥獣の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(自然保護課)

福島県告示第七百二十号

鳥獣保護区を設定する件（昭和六十三年福島県告示第千五百九十九号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域

須賀川鳥獣保護区

須賀川市西川字池ノ上地内の一般国道四号と市道Ⅱ一六号との交点を起点として、同市道を東に進み、県道須賀川・二本松線との接点に至り、同県道を北東に進み、市道二千八百十号との交点に至り、同市道を東に進み、一級河川阿武隈川左岸との接点に至り、同河川左岸を南東に進み、市道千二百五十六号との接点に至り、同市道を南西に進み、市道Ⅱ一十九号との接点に至り、同市道を南東に進み、市道Ⅱ一十八号との接点に至り、同市道を南に進み、市道Ⅰ一二十五号との接点に至り、同市道を西に進み、市道三千二百四十号との接点に至り、同市道を西に進み、市道三千二百三十九号との接点に至り、同市道を西に進み、市道三千二百四十三号との接点に至り、同市道を西に進み、市道三千二百四十七号との接点に至り、同市道を西に進み、須賀川市と岩瀬郡鏡石町の境界線との交点に至り、同境界線を西に進み、一般国道百十八号バイパスとの交点に至り、同国道を西に進み、一般国道四号との接点に至り、同国道を南に進み、同市と同町の境界線との交点に至り、同境界線を北西に進み、市道Ⅰ一十号との接点に至り、同市道を東に進み、市道二千三百四号との接点に至り、同市道を北西に進み、市道二千三百二十六号との接点に至り、同市道を北に進み、市道二千三百十八号との接点に至り、同市道を東に進み、県道中野・須賀川線との接点に至り、同国道を北に進み、一般国道百十八号との接点に至り、同国道を東に進み、市道Ⅰ一十四号との接点に至り、同市道を北に進み、市道二千二百七号との接点に至り、同市道を東に進み、市道二千二百十二号との接点に至り、同市道を北に進み、市道二千二百七号との接点に至り、同市道を北に進み、市道二千二百七号との接点に至り、同市道を東に進み、一般国道四号との接点に至り、同国道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、須賀川市の中心市街地を含む住宅地域であり、周辺の一級河川 川 積 迦 堂 川 や 牡 丹 園、翠が丘公園等の緑豊かな地区は、カワセミやメジロなど多く

の種類の鳥獣の生息の場となっている。  
 このため、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場としての活用を図るほか、鳥獣の生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。  
 (自然保護課)

福島県告示第七百二十一号

鳥獣保護区を設定する件(平成十年福島県告示第九百八十号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	区 域
平田鳥獣保護区	石川郡平田村大字蓬田新田地内の村道千四十七号と一般国道四十九号との接点を起点として、同国道を南東に進み、村道二百二号との接点に至り、同村道を南東に進み、県道矢吹・小野線との接点に至り、同県道を南に進み、村道千六号との接点に至り、同村道を東に進み、更に南に進み、村道千十三号との接点に至り、同村道を西に進み、村道千十六号との接点に至り、同村道を南に進み、更に西に進み、一般国道四十九号との接点に至り、同国道を南東に進み、村道百一号との接点に至り、同村道を西に進み、村道二百七号との接点に至り、同村道を南に進み、県道北方・遅沢線との接点に至り、同県道を西に進み、更に北に進み、村道二百四号との接点に至り、同村道を西に進み、東北電力株式会社の高圧送電線いわきB線との交点に至り、同送電線を北西に進み、県道矢吹・小野線との交点に至り、同県道を東に進み、村道二百二号との接点に至り、同村道を北西に進み、村道千六十三号との接点に至り、同村道を北に進み、村道千四十七号との接点に至り、同村道を北西に進み、更に北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

- 三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針
- 1 鳥獣保護区の指定区分
- 森林鳥獣生息地の保護区
- 2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、石川郡平田村内の一般国道四十九号沿線の山間地に位置し、落葉広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域で、キジ、キツネなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、静ひつな鳥獣の生息環境を保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図ることができるよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(自然保護課)

福島県告示第七百二十二号

鳥獣保護区を設定する件(平成十年福島県告示第九百八十号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
 平成二十年十月三十一日

一 名称及び区域

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	区 域
片曾根山鳥獣保護区	田村市船引町上町地内の一般国道二百八十八号と一般国道三百四十九号との接点を起点として、同国道を南に進み、県道常葉・芦沢線との交点に至り、同国道を西に進み、市道花立・本郷線との接点に至り、同市道を北に進み、市道町尻線との接点に至り、同市道を北に進み、市道春山・芦沢線との接点に至り、同市道を北に進み、市道四城内・館線との接点に至り、同市道を北東に進み、一般国道三百八十八号との接点に至り、同国道を東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

- 1 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- 2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、田村市船引町の中央部に位置する片曾根山を中心とした地域であり、落葉広葉樹や針葉樹など林相の変化に富み、ヤマドリ、キジなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

このため、静ひつな鳥獣の生息環境を保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図ることができるよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八條第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(自然保護課)

福島県告示第七百二十三号

鳥獣保護区を設定する件（平成二十年福島県告示第九百八十号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名称	区域
八溝山鳥獣保護区	東白川郡矢祭町と同郡塙町と同郡棚倉町の境界線の接点を起点として、同郡矢祭町と同郡塙町の境界線を東へ進み、棚倉森林監督署茗荷国有林六十林班ち小班と小林班へ小班の境界線との交点に至り、同境界線を南に進み、同林班と小班と小林班に一小班の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、更に東に進み、更に西に進み、同林班と小班と小林班に二小班の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に南に進み、同林班と小班と小林班に一小班の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、同郡矢祭町と茨城県久慈郡大子町の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に北西に進み、東白川郡矢祭町と同郡棚倉町と茨城県久慈郡大子町の境界線の接点に至り、東白河郡矢祭町と同郡棚倉町の境界線を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

- 1 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区
- 2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、福島県、栃木県及び茨城県の県境にある八溝山の東側斜面に位置し、太平洋型ブナ林を含むアカシデ、ケヤキ等の広葉樹の天然林を有し、今も原生的な要素を残している地域であり、阿武隈山系にはほとんど生息していないヤマネ、モモンガ等の鳥獣が多数生息している。

このため、当該地域に生息する豊富な鳥獣の保護を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八條第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(自然保護課)

福島県告示第七百二十四号

鳥獣保護区を設定する件（昭和六十三年福島県告示第五百九十八号）で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第二項及び同条第七項の規定に基づき、その区域を変更し、その存続期間を更新し、及び当該鳥獣保護区の保護に関する指針を定め、平成二十年十一月一日から施行するので、同条第九項において準用する同法第十五條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称及び区域

名称	区域
五枚沢鳥獣保護区	双葉郡川内村大字下川内地内の同村と同郡富岡町の境界線と県道小野・富岡線との交点を起点として、同県道を西に進み、更に南に進み、更に西に進み、同村大字下川内字五枚沢五百十六番地の一の西側境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、同村大字下川内字五枚沢五百十七番地の一の西側境界線との接点に至り、同境界線を北西に進み、更に北に進み、同村大字下川内字五枚沢五百十七番地の八の西側境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、同村大字下川内字糠塚五百十一番地の西側境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、同村大字下川内字糠塚五百十番地の南側境界線との

接点に至り、同境界線を西に進み、更に北に進み、同村と同郡大熊町の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、同村と同郡富岡町の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、更に東に進み、更に南に進み、起点に至る線で囲まれた区域

二 存続期間

平成二十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

三 当該鳥獣保護区の保護に関する指針

1 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、双葉郡川内村の東部に位置し、二級河川富岡川の支流を中心とする谷合いの地勢である。アカマツやスギ等の針葉樹林と天然の落葉広葉樹との混交林を形成し、林相の変化に富む地域であり、ヤマドリやキジバトをはじめ、ウグイスやヤマガラなどの小型鳥類、イノシシやキツネなどの獣類が多様に生息している。また、このような自然環境のもと、知的障がい者の更生施設あぶくま更生園とその福祉林、自然塾などが設置運営されている。

このため、静ひつな鳥獣の生息環境を保持し、鳥獣の安定的な生息に著しい支障を及ぼすことのないよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(自然保護課)

福島県告示第七百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 使用を禁止する特定猟具

銃器

二 名称及び区域

名称	区域
西部第二工業団地特定猟具使用禁止区域	郡山市片平町地内の市道片平二号と一級河川馬場川左岸との交点を起点とし、同河川左岸を北西に進み、市道片平町安子島線との交点に至り、同市道を北西に進み、安積疎水（明治堀）水路との交点に至り、同水路を東に進み、市道八幡安子島線との交点に至り、同市道を北に進み、一級河川藤田川

北高倉特定猟具使用禁止区域

右岸との交点に至り、同河川右岸を東に進み、市道下伊豆島線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道仲田和久台線との接点に至り、同市道を南東に進み、市道喜久田片平線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道片平二号線との接点に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

石川中田特定猟具使用禁止区域

郡山市中田町高倉地内の県道須賀川・三春線と市道上館茂平線の接点を起点とし、同市道を南東に進み、更に南西に進み、更に南東に進み、市道中館阿ノ山線との交点に至り、同市道を南東に進み、更に南西に進み、市道高倉上石線との接点に至り、同市道を西に進み、県道飯豊・郡山線との接点に至り、同県道を北西に進み、県道須賀川・三春線との接点に至り、同農道を北に進み、更に西に進み、市道萩平倉屋敷線との交点に至り、同市道を北東に進み、更に東に進み、県道須賀川・三春線との接点に至り、同県道を北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

石川郡石川町大字中田地内の町道三千五十号と町道百十号との接点を起点として、同町道を北西に進み、県道石川・鴛子線との接点に至り、同県道を西に進み、同町大字中田字内出地内の作業道との接点に至り、同作業道を北に進み、町道三千四十三号との接点に至り、同町道を北東に進み、更に南に進み、県道石川・鴛子線との接点に至り、同県道を東に進み、町道三千六十一号との接点に至り、同町道を南東に進み、町道三千四十六号との接点に至り、同町道を南西に進み、町道三千五十号との接点に至り、同町道を西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

鶴子山特定猟具使用禁止区域

白河市表郷金山地内の市道宇堂鶴子山線と市道金山中寺線との接点を起点として、同市道を東へ進み、市道鶴子山下谷地線との接点に至り、同市道を東へ進み、更に南西へ進み、県道釜子・金山線との接点に至り、同県道を西へ進み、市道宇堂鶴子山線との接点に至り、同市道を北東へ進み、起点に至る線で囲まれた区域

川谷特定猟具使用禁止区域

西白河郡西郷村真船地内の一般国道二百八十九号と村道二十五号との接点を起点として、同村道を北西に進み、更に北

沼尻特定猟具使用禁止区域	東に進み、一級河川阿武隈川右岸との交点に至り、同河川右岸を南東に進み、村道三号との交点に至り、同村道を南に進み、一般国道二百八十九号との交点に至り、同国道を北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域
松ヶ房特定猟具使用禁止区域	相馬市山上地内の福島県と宮城県との境界線と市道落合松ヶ房線との接点を起点として、同市道を東に進み、更に南東に進み、成沢橋に至り、同橋を南に進み、福島県と宮城県の境界線との交点に至り、同境界線を北西に進み、更に西に進み、更に南西に進み、更に北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域
大倉山森林公園特定猟具使用禁止区域	双葉郡富岡町大字上手岡字坂ノ上地内の五番地の一、六番地、七番地、八番地及び九番地の一から九番地の五までの全域
ときわ台特定猟具使用禁止区域	いわき市内郷綴町地内の県道小名浜小野線と一般国道六号との接点を起点として、同国道を南に進み、更に南西に進み、市道傾城・川平線との接点に至り、同市道を南西に進み、市道入山・高倉線との交点に至り、同市道を北に進み、市道広畑・入山線との接点に至り、同市道を北東に進み、市道白水・高野線との交点に至り、同市道を東に進み、県道小名浜小野

豊間特定猟具使用禁止区域	線との接点に至り、同県道を南に進み、起点に至る線で囲まれた区域
三 存続期間 平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで	いわき市平高久地内の県道小名浜・四倉線と二級河川滑津川左岸との交点を起点として、同河川左岸を東に進み、太平洋洋汀線との交点に至り、同交点から太平洋上を東に直進し、洋上東方三百メートルの地点に至り、同地点から太平洋洋汀線の沖合三百メートルの線を南に進み、太平洋洋汀線と同市江名と同市平豊間の境界線との交点の東方三百メートルの地点に至り、同点から西に直進し、太平洋洋汀線と同市江名と同市平豊間の境界線との交点に至り、同境界線を西に進み、市道四倉・永崎線との交点に至り、同市道を北に進み、県道豊間・四倉線との接点に至り、同県道を北に進み、市道沼の内・豊間線との接点に至り、同市道を北東に進み、県道豊間・四倉線との接点に至り、同県道を北西に進み、市道沼の内・豊間線との接点に至り、同市道を北西に進み、更に西に進み、県道小名浜・四倉線との接点に至り、同県道を北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

三 存続期間  
平成二十年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで  
(自然保護課)

**福島県告示第七百二十六号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
平成二十年十月三十一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
柿沼皮膚科医院	南相馬市原町区二見町三一五一―二	平成二〇年九月一日
おがたメンタルクリニック	同 市原町区旭町一―四六一―一	同 年 一〇月一四日
いがらし歯科クリニック	同 西白河郡西郷村字道南西九七	同 月 一 日
ウイン調剤矢吹薬局	同 郡矢吹町八幡町二七二	同 年 八 月 一 日

福島県知事 佐藤 雄平

保原薬局上保原店

伊達市保原町上保原字中島一三一〇

同 年 九月一日

ふれあい薬局本宮店  
スマイル薬局小高店

本宮市本宮字南町裡一〇九一七  
南相馬市小高区上町二二三九一

同 年 一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年十月三十一日

名 称  
柿沼皮膚科医院

所 在 地  
南相馬市原町区二見町三一五一

廃止年月日  
平成二〇年 九月一日

二瓶歯科医院

喜多方市山都町字墓ノ後四五七

同 年 月三日

ウイン調剤矢吹薬局

西白河郡矢吹町八幡町二七二

同 年 七月三十一日

つばさ調剤薬局

須賀川市森宿字横見根一三一八六

同 年 九月一日

こくぶ薬局駅前店

会津若松市白虎町二二五

同 年 月三〇日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十年十月三十一日

氏 名

住 所

施術所名

福島県知事 佐藤 雄 平

指定年月日

岡田学

福島市笹谷古屋東九

やのめまご

福島市南矢野目字古屋

平成二〇年 一〇月一日

一三四

ころ接骨院

敷五六―二四プロムナ

一〇月一日

(社会福祉課)

福島県告示第七百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十年十月三十一日

氏 名

住 所

施術所名

福島県知事 佐藤 雄 平

指定年月日

廣川裕也

田村市船引町船引字  
五升車一〇

訪問マッサ

石川郡石川町中田字入

平成二〇年 八月五日

(社会福祉課)

福島県告示第七百三十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

病 名	畜 種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘 要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	相馬市	平成二〇年 一〇月三二日	再検査

(畜産課)

福島県告示第七百三十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、伊達郡桑折町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

桑折町

二 成果の名称

伊達郡桑折町大字南半田の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(社会福祉課)

福島県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、折ヶ沢地区に係る県営ため池等整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十一月四日から

同 月二十五日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡双葉町大字両竹 字農師町一九五番一 地 先から	変更前	七・八〇	三七八・五
	同 郡浪江町大字両竹 字庄司口六一番一 地先 まで	変更後	九・〇〇 四二・〇	三九九・七

（道路計画課）

福島県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道長塚 請戸浪江 線	双葉郡双葉町大字両竹 字農師町一九五番一 地 先から	変更前	七・八〇	三七八・五
	同 郡浪江町大字両竹 字庄司口六一番一 地先 まで	変更後	九・〇〇 四二・〇	三九九・七

（道路計画課）

福島県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道長塚請戸浪江線	双葉郡双葉町大字両竹字農師町一九五番一 地 先から 同 郡浪江町大字両竹字庄司口六一番一 地先 まで	平成二〇年 一〇月三二日

（道路計画課）

福島県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所

福島県知事 佐藤 雄 平

平成二十年十月三十一日



公 告

公告第五百四十六号

平成二十年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 試験を実施する職種  
船舶（航海）、船舶（機関）及び通信（船舶通信）  
試験期日  
平成二十年十二月一日（月）
- 二 受験申込受付期間  
平成二十年十一月四日（火）から同月二十五日（火）まで
- 三 受付窓口及び問い合わせ先  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課（福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二五二）五二一七三九二）
- 四 受付窓口及び問い合わせ先  
福島市杉妻町二番十六号 電話（〇二五二）五二一七三九二

（人事課）

公告第五百四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年十月二十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人桐の博物館
- 三 代表者の氏名

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道中ノ森加倉線	双葉郡浪江町大字立野字沢東一七番一地先から 同 郡同 町大字立野字沢東一五四番三地先まで	平成二〇年 十一月一日

（道路計画課）

- 四 庄司 大亮  
主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市字押切南二丁目十二番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、会津桐の伝統を継承していくために、桐の植生から植林を経て森林保全、さらに木材資源を活用し、木工加工技術を次世代の人々に手渡していくことを目的とする。このために、里山の自然保護と文化を伝承する地域住民と、里山文化を学びの場とする不特定多数の市民や団体等に対して、環境と福祉等に関する事業を行う。また、自然環境教育の普及活動を行い、児童生徒の育成を推進し、里山文化を伝承する健全なまちづくり、環境保全、福祉等の公益増進に寄与することを目的とする。  
（文化振興課）

公告第五百四十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ひだまり	いわき市泉もえぎ台二二二一三六	株式会社ウオーク	福島県いわき市泉もえぎ台二二二一三六	平成二〇年 一〇月一日	訪問介護
ケアテルヘルパーセンター	耶麻郡猪苗代町千代田字トヤガ崎三八一	医療法人ケアテル	同 県耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三一	同	同
J A ふたば富岡ヘルパーステーション	双葉郡富岡町中央一一一六	ふたば農業協同組合	同 県双葉郡大熊町下野上字大野三九八	同	同
訪問リハビリ	福島市大森字	医療法人秀	同 県福島市	同	訪問リハ

「健康倶楽 老人ホーム 介護付有料 老人ホーム」	会津若松市館 馬町六一二	医療法人社 団平成会	同 県大沼郡 会津美里町荻 窪字上野一八	同 月一八 日	特定施設 入居者生 活介護	リテーション 指定事業 所あづま	柳下一六一一	公会	大森字柳下一 六一一
特別養護老 人ホームユ ーハイムは なわ	東白川郡塙町 伊香字中妻二 四一一一	社会福祉法 人誠慈会	同 県東白川 郡矢祭町東館 字柳町五二	同	同	シヨートス テイいわせ 長寿苑	須賀川市矢沢 字明池一五八	社会福祉法 人いわせ長 寿会	同 県須賀川 市矢沢字明池 一五八
コスモ調剤 薬局伊達町 店	同 市片町三 八一一	株式会社コ スモフアー マ	同 県郡山市 桑野三一一二 一ニコスモレ ジデンス桑野 二階	同	居宅療養 管理指導	通所リハビ リテーショ ンろくまん ぼう	伊達市保原町 大泉字小作逢 一五一一	医療法人秀 公会	同 県福島市 大森字柳下一 六一一
デイサービス いわせ長 寿苑	須賀川市矢沢 字明池一五八	社会福祉法 人いわせ長 寿会	同 県須賀川 市矢沢字明池 一五八	同	同	デイセンタ ー健寿	同 市堤二一 一三二	有限会社恵 比寿	同 市 堤二一一三三
医療法人む つき会リハ ビリパーク 花穂里	郡山市三穂田 町富岡字本郷 六二一一	医療法人む つき会	同 県郡山市 大槻町字蝦夷 担六九一一	同	通所介護	花穂里	同 市堤二一 一三二	同	同

公告第五百五十号

あかりケアプ ラセンター	西白河郡西郷村 米字米村五二	特定非営利活 動法人歩つと あかり	同 県西白河郡 西郷村米字米 村五二	同	同	有限会社愛の里 介護支援陽た ま	河沼郡会津坂下 町気多宮字柳田 一〇五九一一二	有限会社愛の 里	同 県河沼郡会 津坂下町気多宮 字柳田一〇五九 一一二	
居宅介護支援事 業所相馬ケアプ ラン	南相馬市小高区 行津字善明迫一 六	株式会社相馬 の里	福島県南相馬市 小高区行津字善 明迫一六	同	同	爽秋会ふくしま 在宅緩和ケア支 援事業所	同 市蓬萊町六 一一一一	株式会社爽秋 会メディカル アンドケアサ ポート	同 宮城県名取市植 松一一一一二四	
事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる 事務所の所在地	指定年月日		大雲ケアプラン センター	福島市小倉寺字 稲荷山一〇一三 九	有限会社大雲	福島県福島市小 倉寺字稲荷山一 〇一四〇	平成二〇年 一〇月一日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百四十九号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅  
介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(高齢福祉課介護保険室)

部館ファン コート南	五
---------------	---

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	申 請 者 の 名 称	申 請 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
特別養護老人ホームいわせ長寿苑	須賀川市矢沢字明池一五八	社会福祉法人いわせ長寿会	福島県須賀川市矢沢字明池一五八	平成二〇年一〇月一日
特別養護老人ホームユーハイムはなわ	東白川郡塙町伊香字中妻二四一	社会福祉法人誠慈会	同 県東白川郡矢祭町東館字柳町五二	同

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業 所 の 名 称	事業 所 の 所 在 地	事業 者 の 名 称（個人にあつては、氏名）	事業 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地（個人にあつては、住所）	廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
ヘルパーステーション 日だまり	福島市南町八一〇二	有限会社ハート・ライ	福島県福島市南町八一〇二	平成二〇年八月三十一日	訪問介護
有限会社こばり	郡山市図景一―一―一六	有限会社こばり	同 県郡山市図景一―一―一六	同 年 九月一日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売

デイサービス センター ひだまり1	いわき市泉町字横山二五七―一三二	株式会社ウオーク	同 県いわき市泉町字横山二五七―一三二	同 年 月三〇日	通所介護
-------------------	------------------	----------	---------------------	----------	------

デイサービス センター ひだまり4	同	同	同	同	同
デイサービス センター ひだまり5	同	同	同	同	同
デイサービス センター ひだまり6	同	同	同	同	同
医療生協きたかた診療所	喜多方市押切東一―三三	会津医療生活協同組合	同 県会津若松市東千石一―二―一三	同 年 八月三十一日	通所リハビリテーション

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業 所 の 名 称	事業 所 の 所 在 地	事業 者 の 名 称	事業 者 の 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤病院在宅サービスセンター	会津若松市西栄町二―二七	医療法人社団 新生会	福島県会津若松市西栄町二―二七	平成二〇年八月三十一日

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居室サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
有限会社有馬	いわき市三和町渡戸字宿頭六二	いわき市三和町渡戸字弓張木一四一四	有限会社有馬	福島県いわき市三和町渡戸字宿頭六二	訪問介護

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居室介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ケアマネージャーステーション支援センター	いわき市内郷綴町榎下六二一五	いわき市常磐関船町上関二二一	有限会社安泰ケアマネーション	福島県いわき市常磐関船町上関二二一

（高齢福祉課介護保険室）

公告第五百五十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。  
 平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
ひだまり	いわき市泉もえぎ台二二二一三六	株式会社ウオーク	福島県いわき市泉もえぎ台二二二一三六	平成二〇年一〇月一日	介護予防訪問介護
ケアテルヘルパーセンター	耶麻郡猪苗代町千代田字トヤガ崎三八一	医療法人ケアテル	同 県耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三一	同	同
J A ふたば富岡ヘルパーステーション	双葉郡富岡町中央一六一六〇	ふたば農業協同組合	同 県双葉郡大熊町下野上字大野三九八	同	同
訪問リハビリテーション指定事業所あつま	福島市大森字柳下一六一一	医療法人秀公会	同 県福島市大森字柳下一六一一	同	介護予防訪問リハビリテーション
医療法人むつき会リハビリパーク花穂里	郡山市三穂田町富岡字本郷六二一	医療法人むつき会	同 県郡山市大槻町字蝦夷担六九一	同	介護予防通所介護
デイセンタースイワセ長寿苑	同 市堤二一三二	有限会社恵比寿	同 市堤二一三三	同	同
デイサービスいわせ長寿苑	須賀川市矢沢字明池一五八	社会福祉法人いわせ長寿会	同 県須賀川市矢沢字明池一五八	同	同
コスモ調剤	伊達市片町三	株式会社コスモ	同 県郡山市	同	介護予防

薬局伊達町 店	八二一	スモフアー マ	桑野三二二 二コスモレ ジデンス桑野 二階	居宅療養 管理指導
シヨートス テイいわせ 長寿苑	須賀川市矢沢 字明池一五八	社会福祉法 人いわせ長 寿会	同 須賀川 市矢沢字明池 一五八	介護予防 短期入所 生活介護
特別養護老 人ホームユ ーハイムは なわ	東白川郡埴町 伊香字中妻二 四一一一	社会福祉法 人誠慈会	同 東白川 郡矢祭町東館 字柳町五二	同
介護付有料 老人ホーム 「健康倶楽 部館フアン コート南」	会津若松市館 馬町六一二	医療法人社 団平成会	同 県大沼郡 会津美里町萩 窪字上野一八 五	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
			同 月一八 日	

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百五十六号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつ  
た。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 氏名)	事業者の主た る事務所の所 在地(個人に あつては、住 所)	廃止年月日	サービス の種類
ヘルパース テーション 日だまり	福島市南町八 一〇二	有限会社ハ ート・ライ フ	福島県福島市 南町八一〇 二	平成二〇年 八月三二日	介護予防 訪問介護

有限会社こ ばり	郡山市図景一 一一一六	有限会社こ ばり	同 県郡山市 図景一一一 一六	同 年 九月一日	介護予防 福祉用具 貸与、特 定介護予 防福祉用 具販売
デイサービ スセンター ひだまり1	いわき市泉町 字横山二五七 一三二	株式会社ウ オーク	同 県いわき 市泉町字横山 二五七一三二	同 月三〇日	介護予防 通所介護
デイサービ スセンター ひだまり4	同	同	同	同	同
デイサービ スセンター ひだまり5	同	同	同	同	同
デイサービ スセンター ひだまり6	同	同	同	同	同
医療生協き たかた診療 所	喜多方市押切 東一一三三	会津医療生 活協同組合	同 県会津若 松市東千石一 一一一三	同 年 八月三二日	介護予防 通所リハ ビリテー ション

(高齢福祉課介護保険室)

公告第五百五十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介  
護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の 名称	変更前の事業 所の所在地	変更後の事業 所の所在地	事業者の名 称(個人に あつては、 の所在地	事業者の主 たる事務所 の種類
------------	-----------------	-----------------	---------------------------------	-----------------------

有限会社有馬	いわき市三和町渡戸字宿頭六二一	いわき市三和町渡戸字弓張木一四一四	有限会社有馬	福島県いわき市三和町渡戸字宿頭六二一	氏名 (個人にあつては、住所)	介護予防訪問介護
--------	-----------------	-------------------	--------	--------------------	--------------------	----------

(高齡福祉課介護保険室)

公告第五百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三條の二第三項の規定により、伏黒東部地区に係る県営一般農道整備事業の工事は、平成十四年三月二十九日完了したので公告する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公告第五百五十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号) 第十一条第一項の規定により、同法第十条第三項第三号イの講習会を次のとおり開催する。

平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

開催期日	開催時刻	講習対象者	開催場所
平成二十年十月十二日	午前十時	生産事業を行おうとする者等	郡山市安積町成田字西島坂一 福島県林業研究センター

一 開催期日、開催時刻、講習対象者及び開催場所

二 受講申込要領

講習会を受けようとする者は、福島県農林事務所備付けの生産事業者講習会受講申込書に手数料(福島県収入証紙一万四千円によること。)を添えて、平成二十年十一月二十五日までに所轄の福島県農林事務所申し込むこと。

三 講習内容及び講習時間

種苗に関する法令

二時間

種苗の産地及び系統に関する事項

二時間

種苗の生産技術に関する事項

二時間

四 その他

なお、講習会の詳細については、所轄の福島県農林事務所にお問い合わせのこと。郵便により照会する場合は、あて先明記の八十円切手をはった返信用封筒又は返信用はがきを必ず同封すること。

(森林整備課)

公告第五百六十号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十年十月三十一日

福島県北建設事務所長 高木 明義

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 登記事務業務委託 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年十一月十九日から平成二十一年二月十八日まで(六十一日間)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
  - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
  - イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- 3 平成十八年度及び平成十九年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記事務の実績が十件以上ある者であること。
- 4 補助者がいる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

1 提出期間 平成二十年十月三十一日(金) から同年十一月十一日(火) まで(土曜日、日曜日及び同月三日(月)を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 提出場所 郵便番号九六〇一八〇六五  
福島県福島市杉妻町五番七十五号  
福島県北建設事務所総務部総務課

電話番号〇二四一五二一七六八六

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年十一月十一日(火)午後五時まで必着とする。

4 契約条項等を示す場所等 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ。

2 入札及び開札の日時 平成二十年十一月十八日(火)午前九時三十分

3 入札及び開札の場所 福島県庁東分庁舎四階入札室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項第一号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県東北建設事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(総務部)

公告第五百六十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条で準用する同法第十四条第一項

の規定により、公共測量の実施について、平成二十年十月九日付けで福島県喜多方建設事務所長から次のとおり通知があった。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 測量地域 喜多方市字勝本地内外及び雄国沢筋外
- 二 測量期間 平成二十年十月十日から平成二十一年三月二十七日まで
- 三 作業の種類 公共測量(デジタルマッピング)

(技術管理課建設産業室)

公告第五百六十二号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第十一項で準用する同条第一項の規定により双葉郡浪江町の請戸地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、特定漁港漁場整備事業計画変更書を福島県土木部河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び浪江町役場産業振興課に備え置いて平成二十年十月三十一日から二十日間縦覧に供する。  
平成二十年十月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

(港湾課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十年三月二十八日付け号外第三十二号中

二四	上	一一	人事領域人事グループ参事	人事領域人事グループ
----	---	----	--------------	------------